

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 鈴木 水 弘

路 線 名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	入間市鍵山一丁目一四二四番四地先から同市河原町一三二〇番一―地先まで
供用開始の期日	令和二年八月二十八日
備 考	令和元年六月十一日付 け埼玉県飯能県土整備事務 務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一五八・九四メー トル